

26 高環共 1057 号
平成 27 年 3 月 18 日

株式会社関電エネルギーソリューション
代表取締役社長 白井 良平 様

高知県知事 尾崎 正直

「(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価配慮書」に対する
知事意見について

このことについて、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号）第 14 条第 3 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

(1) 本事業実施想定区域は、土佐清水市及び三原村の行政界付近に位置し、一部に今ノ山鳥獣保護区が含まれており、猛禽類の生息も確認されている。また、大部分は保安林に指定されており、山頂周辺には自然植生のアカガシ群落が分布するなど、多くの動植物が生息・生育する重要な自然環境が残された地域である。

また、今ノ山山麓を源とする益野川の河口部は、足摺宇和海国立公園に指定されている。

このようなことから、風力発電施設の設置による土地の改変やバードストライク等により環境に影響を及ぼす可能性があることから、環境影響への回避・低減に十分配慮すること。

(2) 配慮書に記載されている高知県に生息する植物種数、植生区分、植物の重要な種の生育環境場所及び環境基準、騒音に係る記載の内容については、各種データや最新の資料等で確認し、方法書に適切に反映させること。

(3) 本事業計画のさらなる検討に当たっては、本配慮書で検討した計画段階配慮事項に加えて、下記の個別事項についても適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響への回避・低減策を検討し、その結果を本事業の位置・規模及び構造等の決

定に反映させること。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

ア 平成13年9月に発生した高知西南豪雨の際は、土佐清水市付近を中心に猛烈な雨が観測され、山腹からの土砂等の流入により、益野川下流においては濁水が流出するなど甚大な被害を受けた経緯がある。このようなことから、この地域における特徴的な気象要素を十分配慮し、方法書以降に反映させること。

イ 騒音・低周波音について、風車配置から最寄りの配慮が特に必要な施設までは、A案、B案いずれにおいても重大な影響はないと評価しているが、風力発電機の配置や単機出力等により影響が変わるおそれもあることから、十分配慮すること。

ウ 風力発電設備に落雷が誘発された際、送電線を伝わって周辺に被害や影響が出るおそれがあることから、雷対策を行い、被害を低減し影響がないよう配慮すること。

(2) 地形・地質について

工事期間には数回の多雨シーズンもあり、尾根部分の森林の伐開や道路の設置など、工事状況によっては、斜面崩壊や山稜から下流側へ大量の濁水の発生の可能性もあるので、方法書以降において十分配慮すること。

(3) 動物について

ア 四国の南西部は多くの渡り鳥の通過するルートになっており、また、事業実施想定区域には、今ノ山鳥獣保護区が含まれており、猛禽類の生息が確認されているなど、鳥類の重要な生息環境が存在するため、方法書以降において十分調査をし、風力発電設備の位置・規模等の検討にあたっては、バードストライク及び森林の伐採や土地の改変等による生態系への影響を可能な限り回避するよう配慮すること。

イ 事業実施想定区域周辺には、隠蔽性の高いサンショウウオ類の生息地があるため、本種について現地調査により生息状況を把握することに努め、生息地への影響を回避するよう配慮すること。

(4) 植物について

今ノ山の山頂周辺には、自然度の高いアカガシ群落等が一部残されている。本配慮書では、アカガシ群落を避けて風車を設置することになっているが、山頂の稜線部に、工事に伴うアクセス道路の設置や付随の改良工事等を行うことになった場合、わずかに残る貴重なアカガシ群落等に大きな影響が生じることがないように十分配慮すること。

(5) 景観について

相当の高さを有する風力発電設備が稜線上に設置された場合、遠方からも視認できるため、地域住民にとって景観がどのように入ってくるか、フォトモンタージュ法等により、方法書以降において主要な眺望景観への影響について予測を行うとともに、地域住民等の意見も踏まえ、景観の主観を補助する有効な手法を検討すること。